

法務省が実施した政策評価についての個別審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定。以下「基本方針」という。）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

「平成 21 年度法務省事前評価実施結果報告書」（平成 21 年 8 月 10 日付け法務省秘企第 885 号による送付分）における事業評価方式による 4 件の政策評価（事前）

2 審査の考え方と点検の項目

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎として、的確な政策の採択や実施の可否の検討に有用な情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針 I－4－ア）。事前評価については、個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助並びに規制に関して、その実施が義務付けられている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。）第 9 条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）第 3 条）。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画等に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業等を対象として事前評価が行われている。

こうしたことを踏まえつつ、更に質の高い政策評価の実施に向けた今後の課題等を明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

（政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第 3 条第 1 項）。政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したかをもって得ようとする効果が得られたとすのか、その状態を具体的に特定することが求められている。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- 政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

(事前評価の結果の妥当性の検証について)

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である（基本方針Ⅰ－４－ウ）。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的（定量的）に把握できるものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 事後的な検証を行うこととしているか。また、その時期は特定されているか。
- ② 事後的な検証が予定されている場合、政策効果の把握の方法は、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

3 審査の結果

「平成 21 年度法務省事前評価実施結果報告書」における事業評価方式による 4 件の政策評価（事前）についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

(全体注) 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度内に別途取りまとめる予定である。

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）

整理番号	政 策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
1	施設の整備 （松戸法務総合庁舎新営工事）	○ ・ 検察業務の質的・量的変化への対応 ・ 行政サービスの向上	○ 施設使用後5年経過後実施（大臣官房施設課における事業評価システム）	○ 現状と整備後の施設機能の比較を行い効果を把握
2	施設の整備 （岡山法務総合庁舎新営工事）	○ ・ 検察業務の質的・量的変化への対応	○ 施設使用後5年経過後実施（大臣官房施設課における事業評価システム）	○ 現状と整備後の施設機能の比較を行い効果を把握
3	法務に関する調査研究（無差別殺傷事犯の研究）	○ 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」が掲げている「治安再生のための基盤整備」の一つである「無差別殺傷事件の社会的背景等に関する調査研究」として本研究を行う。その結果について、法務省関係部局に対し、上記行動計画を受けて法務省が取り組む治安再生のための施策の検討に活用できる基礎資料として提供する。 外部有識者等で構成される研究評価検討委員会が研究評価のために設定する「研究評価検討委員会における評価基準」において、同基準第3の3では、72点以上を「大いに効果があった」、63点以上を「相当程度効果があった」と研究の効果を判定することとしていることから、相当程度以上に効果が見込まれるとの評価を得るため、90点満点中63点以上の評価を得る。	—	○ 調査研究結果が、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」に掲げられた治安再生のための各施策の検討等に活用できる基礎資料を提供するものであるかどうかについて検証する。 「研究評価検討委員会における評価基準」第4に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。
4	法務に関する調査研究（諸外国における位置情報確認制度の研究）	○ 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」が掲げている「GPS発信装置を利用することの可否等再犯を防止するために効果的な新たな施策」の検討に活用できる基礎資料を法務省関係部局等に提供する。 外部有識者等で構成される研究評価検討委員会が研究評価のために設定する「研究評価検討委員会における評価基準」において、同基準第3の3では、72点以上を「大いに効果があった」、63点以上を「相当程度効果があった」と研究の効果を判定することとしていることから、相当程度以上に効果が見込まれるとの評価を得るため、90点満点中63点以上の評価を得る。	—	○ 調査研究結果が「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」が掲げている「GPS発信装置を利用することの可否等再犯を防止するために効果的な新たな施策」の検討に活用できるものかどうかについて検証する。 「研究評価検討委員会における評価基準」第4に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。
合 計		○ = 4	○ = 2 — = 2	○ = 4

（注） 1 法務省の「平成21年度法務省事前評価実施結果報告書」を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（事業評価（事前）関係）の記載事項」を参照

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「整理番号」欄	評価書に掲載された政策について順次番号を記入した。
「政策」欄	評価書の「評価対象」欄に記載されている事項を記入した。
「得ようとする効果の明確性」欄	政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。 得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものは、「△」を記入した。得ようとする効果についての記載がないものは、「－」を記入した。
「検証を行う時期の特定」欄	事後的検証を予定している場合に、その検証を行う時期を記入した。 当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものは、「○」を記入した。事後的検証を行うこととはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものは、「△」を記入した。事後的検証を行うことが明らかにされていないものは、「－」を記入した。
「効果の把握の方法の特定性」欄	事後的検証を予定している場合に、政策の実施後に実際に得られた効果をどのように把握・測定するのかを記入した。 政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものは、「○」を記入した。効果の把握の方法が不明確なものは、「△」を記入した。